これまでの検討の経緯について

はじめに

- 「高等教育の修学支援新制度」は、低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、 活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成することを目的 として、令和2年度より開始された。初年度は約27万人、令和5年度は約34万人 に対して支援を実施し、制度開始前(平成30年度)には約40%1と試算された住 民税非課税世帯に属する者の大学等進学率は、令和5年度では約69%2となるなど 成果を上げつつある。
- 一方、令和5年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」において、「教育費の負担が理想のこども数を持てない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされ高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要がある」とされ、高等教育費の負担軽減として、授業料等減免及び給付型奨学金を令和6年度から多子世帯や私立理工農系の中間層(世帯年収約600万円)に対象を拡大することに加え、令和7年度から多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずること等が政府の方針として示された。
- 「こども未来戦略」においては、令和7年度から多子世帯の学生等について授業料等を無償とする措置を講ずることと併せて「対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する」こととされており、これを踏まえ、令和6年3月14日には「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」(令和6年2月28日高等教育局長決定)が設置された。

○ 本検討会議では、

- ・本制度の施行から4年が経過し、これまでの実績や成果等を踏まえつつ、本制度 の趣旨や目的を達成する手段として、現在の学業要件等について見直すべき点は あるか、
- ・令和6年度から中間層への支援拡充、令和7年度から多子世帯の無償化により、 支給対象学生数が拡大することにより、学業要件等について変更するべき点はあ るか、
 - の視点から、具体的な検討を進めてきた。

¹ 住民税非課税世帯の JASSO 奨学金利用者(実績)+JASSO 奨学金を利用せずに進学している者(推計)/(高校生等奨学給付金を受給者している高3生+児童養護施設への措置を解除された者、里親への委託を解除された者(18歳)(推計)

² R4 高校生等奨学給付金受給者のうち大学等に進学した者/R4 高校生等奨学給付金受給者(実績)※令和4年度に「高校生等奨学給付金」を受給していた高校3年生の卒業後の進路について、全国の国公私立高等学校等の割合を踏まえ、10分の1程度の高校を無作為に抽出して調査を実施(500校について実施。(令和5年9月))

1. 学業要件の見直しについて

(1) 学業要件全体に係る考え方

【こども未来戦略(令和5年12月10日)(抄)】

高等教育費により理想のこども数を持てない状況を払拭するため、2025 年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

- 高等教育の修学支援新制度は、支援を受けた学生等が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目的としている。また、本制度は、給付型の奨学金と授業料の減免を組み合わせて行うものであり、公費を投じる以上、社会的にも理解が得られるような学生等に対して支援を行う必要がある。これらのことから、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生等に対して支援を行うことができるよう、学生等に対する学業要件が設けられている。
- 具体的には、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、要件を満たす場合は、人数の制限なく、支援の対象としている。
- このように、採用時の要件は緩やかにする一方で、大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合は、「廃止³」「停止⁴」「警告⁵」の措置を講じることとしている。具体的には、進学前と進学後で「学修意欲」を継続的に確認しつつ、進学後は「学修意欲」に加え、学生等の十分な学修状況をしっかりと見極める観点から学修成果の「質」についても一定の要件を設けており、本制度の趣旨に鑑みれば「学修意欲」と「質」のいずれもそれぞれ満たす必要がある。

3支援を打ち切ること。修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合や、修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下である場合、授業への出席率が5割以下である場合などに適用。

⁴ 支援対象者としての認定の効力が停止すること。停止事由が解消された場合については、支援が再開されることとなる。令和5年10月から、適格認定における学業成績の判定の結果、警告の区分に2回連続して該当した場合のうち、2回目の警告が「GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合」のみである場合にも適用することとした。

⁵ 学業成績が不振である場合に、支援対象者に対して、その旨の警告をすること。支援を受けた学生等が社会で自立し、活躍できるようになるよう、一度成績等が芳しくなくても、一定程度にとどまる場合には指導的な警告を与えることにより、支援を受ける学生等に対して一層の意欲を引き出し、成績等改善を促すことを目的としたもの。 2 回連続して警告の区分に該当した場合には、廃止となる(停止となる場合を除く。)。修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下である場合や GPA 等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合、授業への出席率が8割以下である場合などに適用。

○ 学生等へのアンケート⁶では、学業要件を課していることについて、「公的な支援を受けており、学業要件は必要だ(又は、仕方がない)」(12,277 名、76.2%)、「勉強に取り組む動機付けになるので、ある程度必要だ」(5,606 名、34.8%)、「学業要件があったから、一生懸命頑張って勉強できた」(4,595 名、28.5%)という回答が多く占める一方、「学業要件があるのは厳しい」(396 名、2.5%)という回答は少なかった。

^{6 【}調査期間】令和6年3月21日(木)から4月4日(木)まで

[【]調査対象】令和5年度で奨学金の支給が終了する学生等に日本学生支援機構からメールでアンケート調査を依頼

[【]調査回答】16,107 人(回答率 27.4%)

(2) 出席率・修得単位数に係る要件

【現行の要件】

廃止要件

- ・履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく 低い状況にあると認められること
- 修得した単位数の合計数が標準単位数での5割未満であること

警告要件

- ・履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状 況にあると認められること
- ・修得した単位数の合計数が標準単位数の6割未満であること
- 出席率に係る要件については、1科目の授業数が 15 コマ (半期) である場合、 現行においては、3コマ(2割)欠席した場合に警告、8コマ(5割)欠席し た場合には廃止としている。令和5年度末において、本要件により警告となっ た者の割合は 2.0%、廃止となった者の割合は 0.7%となっている。
- 学生等へのアンケートでは、
 - 出席率については、「適切な水準だと思う」と回答した割合が 79%、「もっ と高い(厳しい)基準でも良い」「やや高い(厳しい)基準でも良い」と回答 した割合が 14%、「もっと緩やかな基準が良い」「やや緩やかな基準が良い」 と回答した割合が7%、
 - 修得単位数については、「適切な水準だと思う」と回答した割合が 77%、 「もっと高い(厳しい)基準でも良い」「やや高い(厳しい)基準でも良い」 と回答した割合が17%、「もっと緩やかな基準が良い」「やや緩やかな基準が 良い」と回答した割合が6%

となっている。

○ 修得単位数に係る要件については、6割未満である場合は警告、5割未満で ある場合は廃止としている。令和5年度末において、本要件により警告となっ た者の割合は 0.2%、廃止となった者の割合は 0.9%となっている。

⁷ 各大学等が卒業又は修了の要件として定める単位数(単位制によらない専門学校については時 間数)を修業年限(長期履修学生にあっては当該長期履修期間)で除した数に、当該学生の在学 年数を乗ずることにより算出した単位数

⁸ 出席率の基準は、あくまで一例として示されているものであり、例えば、課題の提出状況や授 業外での学修(いわゆる予習・復習)状況などを勘案して、学修意欲を判定することも考えられ る。

(3) GPA 等の学修成果に係る客観的な指標に係る要件

【現行の要件】

警告要件

・GPA 等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること

※令和5年10月から、適格認定における学業成績の判定の結果2回連続で警告区分に該当した場合のうち、2回目の警告が本要件のみによる場合は停止とすることとしている。

以下の場合には、上記に該当しないこととする。

- ・学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における 学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十 分に取得できる水準にあると見込まれる場合
- ・社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度 が優れていると認められる場合
- 本制度では、進学後の十分な学修状況をしっかりと見極める観点から、「GPA 等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」という要件を設けることにより、支給を受ける学生等の学修成果の「質」について一定の水準を求めている。学修成果の質を評価するに当たっては、大学等によってその評価の水準がまちまちであり、絶対的な水準を設けることは困難であることから、相対的な水準による要件としている。
- なお、旧給付型奨学金⁹では「警告」¹⁰に係る、「学修の評価内容」に関する要件として、「下位2分の1」であることを目安として設けていたが、本制度開始に当たっては、この取扱いを踏襲しつつも、進学の後押しをするだけでなく、その後の修学を積極的に支援し、社会での自立・活躍を図るものであることや、「警告」を連続して受けた場合には支援を打ち切ることとしたこと等を総合的に勘案し、「下位4分の1」としたものである。
- その後、一旦警告の連続により支援が受けられなくなったとしても、修学を継続し、良好な学業成績を収めて修業年限までに卒業することを後押しするため、支援を受けられなくなった後の学業成績次第で支援を再開することができるよう、令和5年10月より、2度目の警告が本要件のみによる場合は廃止ではなく、次の学業成績の判定時まで支援を停止することとしたところである。
- 令和5年度末において、本要件により警告となった者の割合は 10.7%、停止 となった者の割合は 3.4%となっている。

⁹ 平成 29 年度に住民税非課税世帯を対象として創設されたもの。

¹⁰ 旧給付型奨学金における「警告」は、支給は継続するが、成績が回復しない場合は停止又は 廃止とする措置をいう。

- 学生等へのアンケートでは、「適切な水準だと思う」と回答した割合が 75%、「もっと高い (厳しい) 基準でも良い」「やや高い (厳しい) 基準でも良い」と回答した割合が 16%、「もっと緩やかな基準が良い」「やや緩やかな基準が良い」と回答した割合が 9%となっている。
- また、現行の特例について、
 - ・社会的養護を必要とする者の中には、たとえ学修意欲をもって大学等に進学したとしても、進学した時点では必ずしも十分な学修習慣が身に付いていない場合や勉強に集中して励む環境に恵まれなかった場合などが想定されることや、
 - ・資格の取得や検定への合格を目的とする専門学校などにおいては、成績が下位 4分の1に属する学生であっても資格の取得または検定への合格ができる場合 も想定されることから、

これらの場合においては、「GPA 等が学部等の下位4分の1の範囲に属する」場合であっても「警告」に該当しないこととしている。

(4) その他の学業要件

【現行の要件】

廃止(支援打切り)要件

・修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。

「廃止」又は「警告」の全ての要件に係る特例 以下の場合には、「廃止」又は「警告」に該当しないこととする。

- ・傷病・災害等の不慮の事由がある場合
- 本制度の趣旨に鑑みて、修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合は、廃止とすることとしている¹¹。
- また、傷病や災害等により学生本人に帰責性のない事由により学業成績に関する一定の基準を満たせず支援を打ち切ることとした場合には、本制度の趣旨を損なうおそれがあることから、傷病・災害等の不慮の事由がある場合には「廃止」又は「警告」に該当しないとする特例を設けている。

11 留学などを理由として、正規の手続きにおける「休学」をした場合には、休学期間中は支援が停止され、復学した場合には支援が再開され、修業年限まで支援を受けることができる。